

## 農用地区域からの除外申出にかかる5要件チェックリスト

太田市 農業政策課

このリストは『太田農業振興地域整備計画書』で農用地区域として指定している土地を、やむを得ず他の用途に利用することを考えておられる皆様に、除外に必要な要件をご確認いただくためのチェックリストです。

農用地区域として指定されている土地は、農業以外の目的で利用することが厳しく制限されております。まずは除外に必要な以下の5要件を満たしているかご確認ください。

なお、申出者は、当該申出地の「利用者」です。「利用者」にとって当該土地利用が本当に必要である明確な理由が必要です。「農地を所有していてもしょうが無い」「耕作する人がいない」「現状が荒廃化している」といった理由は除外が必要な理由と判断することはできません。



具体的な計画があり、農用地区域から除外することがやむを得ないと判断される場合のみ、除外の可能性のあることをご承知ください。

1

**農用地以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地以外に代替する土地がないと認められる。**

- 具体的な転用（事業）計画がありますか。
- 除外後、直ちに農用地以外に利用する緊急性がありますか。
- 農用地区域外の土地（自己所有地以外の土地を含む）について選定検討したが、他の土地を選定できない明確な理由がありますか。
- 面積が通常必要とされる最小限度の除外規模ですか。
- 農地法や都市計画法などの他法令の許可見込みを確認していますか。

(裏面につづく)

2

**農用地の集団化、農作業の効率化、その他土地の農業上の効率的総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないと認められる。**

- 集団的農用地に囲まれていない縁辺部※に位置するなど、集団農用地を分断・細分化する配置ではありませんか。  
(※別紙「集団農用地に囲まれていない“縁辺部”の考え方について」参照。)
- 日照・通風及び雨水・排水等の放流により農業への影響はありませんか。
- 農業用水路が改廃されるなど周辺の農業関連施設に影響はありませんか。
- 高性能機械による営農や効率的な病害虫防除等に支障は生じませんか。
- 隣接地が農地である場合、隣接地所有者・耕作者から承諾は受けていますか。

3

**効率的・安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないと認められる。**

- 認定農業者や特定農業法人などに利用権が設定されていませんか。
- 認定農業者や特定農業法人などの経営する一団の農用地の集団性が損なわれたり、効率的・安定的な農業経営に支障を及ぼしませんか。

4

**農用地等の保全又は利用上必要な施設の機能に支障を及ぼすおそれがないと認められる。**

- 用水施設、排水施設、ため池、農道など土地改良施設の機能に土砂流出、洪水、濁水などの支障を及ぼすおそれはありませんか。

5

**土地改良事業等が完了した年度の翌年度（起算）から8年経過している。**

- ほ場整備事業だけでなく、かんがい排水事業や暗渠排水事業などの土地改良事業の受益地となっていないませんか。受益地の場合は完了後、8年以上経過していますか。

◇ 1項目でも該当しないものがある場合は、農用地区域からの除外は難しいとご理解ください。

お問い合わせ先：太田市 農業政策課 ☎0276-20-9714